

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年8月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900095号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000010号

第1 結論

請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年11月1日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和40年11月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和40年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年11月1日から同年12月1日まで

私がA社B支社に勤務していた期間のうち、請求期間の年金記録がないので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、昭和40年5月1日から同年11月1日までの期間、A社B支社で厚生年金保険に加入し、同年12月1日から平成9年4月1日までの期間、C共済組合に加入していることが確認できるところ、元A社職員の経歴証明(在籍証明を含む。)を業務とするD社から提出された請求者に係る履歴書によると、請求者は、昭和40年10月1日から同年11月30日までの期間は試用員として、同年12月1日から昭和42年5月31日までの期間は職員として同支社Eに勤務したこと及び請求期間当時、勤務先の異動がないことが確認できることから、請求者は、同支社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支社に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和40年10月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は、昭和40年11月1日から同年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金

保険料を納付したか否かは証明する資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000012号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000011号

第1 結論

請求者のA社における平成28年8月5日の標準賞与額を10万円、同年12月28日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成28年8月5日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年8月5日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年8月
② 平成28年12月

私は、勤務していたA社から、平成28年8月及び同年12月に賞与を受け取った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象にならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。両請求期間について、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

両請求期間について、A社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び請求者が提出した賞与明細書並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間①は10万円、請求期間②は23万円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、各標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両請求期間の賞与支給日については、上記の賞与支払届及び事業主の回答から、請求期間①は平成28年8月5日、請求期間②は同年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年8月5日及び同年12月28日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年9月6日に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、

年金事務所は、請求者の平成 28 年 8 月 5 日及び同年 12 月 28 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。